

議案第 73 号

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

墨田区行政財産使用料条例（昭和 50 年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定めるものを除く」を「定めるものの」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「各号の定めるところによる」を「とおりとする」に改め、同項第 2 号イを同号アとし、同号ロ中「前号」の次に「の規定」を加え、同号ロを同号イとし、同項第 3 号中「前号」の次に「の規定」を加える。

第 4 条中「第 2 条及び前条」を「前 2 条の規定」に、「使用料は」を「場合における当該使用料の額は」に改め、「これを」を削る。

第 5 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「減額又は」を「減額し、又は」に改め、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号に掲げるもの」に改める。

第 6 条中「から、使用」を「が当該財産の使用」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加え、同条ただし書中「又は」の次に「使用料を」を加える。

第 7 条中「既納の」を「既に納めた」に改める。

第 8 条第 1 項中「督促する」の次に「ものとする」を加え、同条第 2 項中「、指定した」を「指定された」に改め、「14.6 パーセント」の次に「（納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）」を加え、「徴収する」の次に「ものとする」を加える。

付則に次の 1 項を加える。

- 3 当分の間、第 8 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該

年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第8条第2項及び付則第3項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、行政財産の使用料に係る延滞金の割合について同様の措置を講ずる必要がある。